お取引先各位へのお願い(技術関係法令等の遵守)

1. 本注文書の注文品が電波法、電気通信事業法、電気用品安全法または VCCI 協会規約 等(以下、技術関係に関する法令をいい、総称して「技術関係法令等」という。)に 定められた技術基準に関する諸規則(以下「技術諸規則」という。)の対象となる場合、貴社は、注文品を弊社に納入するにあたり、次の各号の事項を遵守し、また、そのために必要十分な社内体制の構築を行う。

なお、貴社は、注文品が技術諸規則の対象となるか否かの判断を、貴社の費用と責任 で行う。

- (1)注文品の設計・製造を技術基準に適合させること、また第三者から注文品を仕入れる場合は、当該注文品が技術基準に適合することを確認すること
- (2)技術関係法令等に基づく関係官庁等へ届出を適切に行うこと
- (3)技術関係法令等に基づく技術基準に関する検査を定期的に行い、且つその記録を保存すること
- (4)その他、技術関係法令等に定められた事項
- 2. 貴社は、注文品の納入前に、当該注文品に技術関係法令等で義務付けられた表示(以下「適合表示」という。)が付されていることを確認しなければならない。